

香川労働局発表
令和5年10月18日

担 当	香川労働局労働基準部
	監督課長 小林 弦太 専門監督官 三津 直史 (電話) 087-811-8918 (夜間) 087-811-8926 https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、 「経営者団体等への要請」を実施します

香川労働局（局長 ^{くりお やすかず}栗尾 保和）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に先立ち、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、香川県内の経営者団体や労働組合等に対し、傘下の企業や労働組合等において、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組や大企業等の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等についての協力要請を行います。

【経営者団体への要請】

■実施日時 令和5年10月25日（水） 15時00分

■要請先 香川県商工会議所連合会（高松市番町2-2-2）

香川労働局長から香川県商工会議所連合会会長に直接要請します。

■当日は同行取材可能です。

令和5年10月24日（火）17時までに上記担当まで連絡をお願いします。

上記の他、次の経営者団体や労働組合等に順次要請を行うこととしています。

香川県経営者協会

香川県商工会連合会

香川県中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会香川県連合会

香川県社会保険労務士会